

# 青山学院大学体育会剣道部 部規則

2022年02月21日 制定

## 第1章 総則

### (構成及び名称)

第1条 本剣道部は青山学院大学（以下「本学」という）に所属する学生有志である部員および本剣道部の指導者である賛助部員によって構成され、青山学院大学体育会剣道部（以下「本部」という）と称する。

### (所在地)

第2条 本部は、東京都渋谷区渋谷4-4-25 青山学院大学 青山キャンパス 90周年記念体育館地下1階剣道場にその本拠地を置く。また、神奈川県相模原市中央区淵野辺5-10-1 青山学院大学 相模原キャンパス A棟アリーナにも活動拠点を設置する。

### (所属)

第3条 本部は青山学院大学学友会体育会、全日本剣道連盟、全日本学生剣道連盟、東京都剣道連盟、関東学生剣道連盟、東京都学生剣道クラブ、全日本基督教関係大学剣道連盟 などに所属する。

### (目的)

第4条 本部は、剣道の理念に則った修練を通して個々の部員のすぐれた人格の形成を図るとともに、この共通の目的に向け、共に研鑽し、共に助け合う組織を構築し、剣道の技術と精神を練磨し、もって本部・本学体育会の発展、ひいては社会、経済、科学、文化の進展に貢献しうる人物を輩出することをその目的とする。

### (活動)

第5条 本部は前条に挙げる目的を実現するために、以下の活動をおこなうものとする。

- (1) 本学学生として勉学およびその他学生生活の充実を図るとともに、剣道部員として日々の稽古に励み、技量の向上と豊かな人間性の形成に努めること。
- (2) 大学在籍中の剣道四段取得を目指すとともに日本剣道形の修得に努めること。
- (3) 所属連盟が主催する各種大会および行事に参加すること。
- (4) 本部の目的に即した各種大会および行事に参加すること。
- (5) 本学が主催する行事に参加すること。
- (6) 本学学友会が主催する行事に参加すること。
- (7) 本部の運営に必要な業務を組織的に遂行すること。
- (8) 青山学院大学剣友会(以下、剣友会)との円滑な連携のもと、共同開催による行事の企画運営をおこなうこと。
- (9) 主要大会の選手登録をおこなわれなかった部員を中心にしたチームも構成しオープン大会などにエントリーすること。
- (10) その他、前条に挙げる目的実現のために必要な活動をおこなうこと。

## 第2章 本部の構成員

(構成員)

第6条 本部の構成員は以下の者による。

1. 部員

第7条に定める手続きをもって本部に入部した本学学生

2. 賛助部員

- 2.1. 部長

- 2.2. 師範

- 2.3. 監督

- 2.4. コーチ

- 2.5. その他、本部総会により承認された者

(入部)

第7条 本学在籍学生で本部に入部を希望する者は、本部指定の入部申込書に必要事項を記入の上、添付書類とともに提出し、総会の承認を得なければならない。

(部員の果たすべき責務)

第8条 本部部員は以下の責務を果たし、優れた組織と文化の醸成に努めるものとする。

- (1) 本部の部員は、紳士・淑女たるべく、体育会に所属する剣道家として強い心をもって日々研鑽し、本部の目的に資する貢献を果たすために尽力するものとする。
- (2) 本部の部員は先取の精神と自律的思考にしたがって、常によりよい部のあり方を目指すものとする。
- (3) 自助の精神と相互扶助の姿勢をともに大切にし、友情を育むものとする。
- (4) 部員は本学学生として勉学・学生生活と本部の活動を両立するために最大限の努力を払うものとする。
- (5) 本部の運営においては学年や剣道の技量などに関係なく、すべての部員がそれぞれ等しく貢献を果たすものとする。
- (6) 本部の部員は、学業上の理由およびその他やむを得ない事由によって本部の各種活動を欠席する際には事前にその旨の情報共有をおこなうものとする。
- (7) 本部の部員は、師範、監督、コーチなど指導者（賛助部員）との積極的なコミュニケーションを図り、信頼関係の構築に努めるものとする。
- (8) 本部の部員は、部費や合宿費などの支払いを遅滞なくおこなうものとする。
- (9) 本部の部員は、部室や道場、乾燥室、倉庫などその活動において使用する諸施設を清潔に保つとともに備品の管理環境の維持・向上に努めるものとする。
- (10) 本部の部員は、本部の運営において用いられる共通の情報インフラを利用するものとし、必要な準備・手続きをおこなうものとする。
- (11) 本部の部員は、本部総会での決定にしたがってその活動成果を定期的に整理し、本部ウェブサイト・SNSなどのメディアや各種行事を通じて広く発信するものとする。
- (12) 本部の部員は、部内において何らかの問題が生じた場合、事案の性質に関係なく当事者となる部員が速やかに賛助部員に事案を報告し、本部総会などを通じた迅速かつ適切な解決を図るものとする。

(退部)

第9条

- (1) 本部部員が退部を希望する際、当該部員は退部理由を明記した本部指定の退部届を提出し、本部総会の承認を得なければならない。
- (2) 部員が退学などによって本学の在籍資格を喪失した場合、当該部員は前項の手続きを経ずに退部処理の対象となる。
- (3) 一度退部した部員の再入部は原則として認めない。ただし、退部手続きを経た留学からの帰国や病気・疾病療養からの快復などの場合には、第7条に定める手続きにしたがって再度入部の申し込みをおこなうことができる。

(除名・退部勧告)

第10条 本部の部員が以下のいずれかまたは複数に該当する行為をおこなった場合、総会において議決をおこない、除名や退部勧告を含む処分内容を決定するものとする。また、以下の(1)または(および)(2)に該当する事案については必要に応じて本部総会における議決内容の大学への報告をおこなう。

- (1) 本部の部員が法令に抵触・違反する行為を犯したとき
- (2) 本部または本学の名誉を著しく毀損する行為を犯したとき
- (3) 第8条に別途定める本部部員として遵守すべき義務を著しく逸脱した言動がみられたとき
- (4) その他、(1)～(3)に準ずる事案が生じたとき

(休部)

第11条

- (1) 留学や進学、資格取得、その他の学業面での事由や病気療養・怪我の治療/リハビリといったやむを得ない理由がある場合、本部の部員は所定の休部願を提出し、本部総会の承認を得なければならない。
- (2) 休部期間終了後に復部を希望する部員は、所定の復部願を提出し、本部総会の承認を得なければならない。

(部費)

## 第12条

- (1) 本部の部員は、総会の承認を経て決定される部費を遅滞なく所定の方法で納入するものとする。
- (2) 納入した部費については、理由の如何を問わず返却はおこなわない。

## 第3章 本部の意思決定機関

(本部の意思決定機関)

## 第13条

- (1) 本部は第6条に定める部員および賛助部員によって構成される総会をもってその意思決定機関とする。
- (2) 総会は定期総会のほか、総会構成員の発議により随時開催することができる。
- (3) 総会の開催形式は対面式以外にも、電子形態や文書によるものも可能とする。
- (4) 総会において投票による議決をおこなう際の定足数は全部員の4分の3とし、出席者の3分の2以上の同意をもって議案の可決・否決をおこなうものとする。

(総会の開催)

## 第14条

- (1) 総会の開催にあたっては、総会担当部員が中心となり審議事項・報告事項をまとめた議事次第を作成し、開催の1週間前をめぐりに全構成員あてに配布するものとする。
- (2) 総会の開催にあたっては、第8条に挙げる本部部員共通の情報インフラを活用するものとする。

(総会における審議事項)

第15条 本部総会においては、以下の事項についての審議・協議を通じた意思決定をおこなうとともに重要な事項についての報告と共有をおこなうものとする。

- (1) 各年度における活動にかんする事項

- (2) 各年度における予算・決算にかんする事項
- (3) 部規則の改訂にかんする事項
- (4) 監督・コーチの委嘱にかんする事項
- (5) 部員の身分にかんする事項
- (6) 主将、副主将、主務の選任にかんする事項
- (7) 第 17 条に定める部内担当の選任にかんする事項
- (8) その他、本部の活動にとって必要な事項

## 第 4 章 組織と職務

(組織)

第 16 条 本部の意思決定機関は第 13 条に定める通り本部総会であるが、総会での審議・報告の対象となる事項については、第 6 条に定める本学在籍学生による部員全員が参加する部員ミーティングを設置・開催し、各種事案の検討と整理をおこなう。

第 17 条

(1) 本部はその運営と活動内容の向上のため、以下の機能を設置するとともにそのおもな役割を定める。主将、副主将、主務、ならびに各機能分野のチームリーダーの役割は別途、第 20 条に規定する。

1. 主将（男子、女子）：本部の男子・女子部のリーダーとして本部の活動全体を統括する役割
2. 副主将（男子、女子）：本部の男子・女子部のリーダーである主将を補佐し、本部の活動の円滑な運営をうながす役割
3. アドミニストレーション・チーム（主務、副務）：本学体育会や所属剣道連盟の活動にまつわる業務全般を遂行・統括する役割
4. 会計・調達・環境改善チーム：本部の収支の管理・報告、備品・消耗品の購買・調達、および本部活動をおこなうための施設・設備の改善に関わる業務を遂行する役割
5. マーケティング・チーム：本部ウェブサイトや SNS など各種オウンドメディアのコ

コンテンツの記録・制作と運営管理、本部の広報活動、クラウドファンディングを通じたスポンサーへの各種対応、その他本部のステイクホルダーとの関係構築と維持・強化に関わる活動全般を担う役割

6. リエゾン・チーム（渉外チーム）：本学院中等部・高等部剣道部、青山学院大学剣友会（本部OB会）、学院外の高等学校、海外の剣道関連機関など本部外の諸機関との交流における連絡・企画・運営を担う役割
7. マネージャー：本部の運営において都度必要とされるバックエンドの業務を総合的に支援する役割
8. その他、必要に応じて本部総会によって承認されたもの

(2) 上記1項の3-7については、可能な限り異なる学年のメンバーによる構成とし、共に活動をおこなうものとする。

(幹部)

第18条 主将、副主将ならびに第17条に定める各機能分野のリーダーをもって本部幹部を構成する。各機能分野のリーダーは学年不問とするが、原則として本部部内の3-4年生部員は何かの機能分野のリーダーを務めるものとする。ただし、兼任は妨げない。

(幹部の選任)

第19条 幹部の選任は以下の方法による。

- (1) 各年度10月初旬をめどに部員ミーティングにおいて幹部候補者を選出し、本部総会の承認をもって時期幹部を決定する。
- (2) 各年度の交代式をもって、新旧年度の幹部の交代をおこなう。
- (3) 各幹部の任期は原則として1年間とする。

(幹部の役割)

第20条 幹部の役割を次のとおり定める。

- (1) 男女主将は、学生主体で運営される本部の活動を俯瞰し、本部の目的に即して適切な組織の

もと、望ましい形で活動がおこなわれるよう、本部総会において決定された事項を執行する役割を果たすものとする。

- (2) 副主将は主将の補佐を務め、主将不在時にはその任務を代行するものとする。
- (3) 主務は本部のアドミニストレーション（管理業務）全般を司るものとする。
- (4) その他の機能分野のチームリーダーは、それぞれのチームのタスクを遂行するとともに活動内容を本部内で円滑に共有する役割を果たすものとする。

#### （幹部の罷免）

第 21 条 第 18 条に定める本部幹部がその役割の遂行を怠り、本部運営に支障をきたす事態が発生するにいたっている場合には本部部員ならびに賛助部員の発議にもとづき総会を開催し、定足数 4 分の 3 以上、出席者の 3 分の 2 以上の不信任となった場合、当該幹部を罷免するものとする。

#### （幹部の欠員および補充）

#### 第 22 条

- (1) 幹部に欠員が発生した場合には、速やかに総会を開催し後任者の選任をおこなうものとする。

#### （賛助部員とその役割）

#### 第 23 条

- (1) 本部は道場の指導長として師範を置く。師範は道場長として本部の活動を大局的な観点から見守り指導する役割を果たす。
- (2) 本部は監督およびコーチを置き、師範の示す指導方針に沿って日常の稽古における指導、大会・試合における選手選考、その他の指導をおこなう。
- (3) 監督・コーチの委嘱にあたっては、本部総会における協議をおこない、その主旨にしたがった指導者の推挙を剣友会に依頼する。
- (4) 剣友会から推挙された監督・コーチへの就任委嘱は、本部総会における承認を経ておこなわれる。
- (5) 部長は大学からの選任による者であり、本部の活動の後方支援業務全般をその任とする。

- (6) 本部の活動上、とくに必要な者は本部総会の承認(定足数4分の3以上、出席者の3分の2以上からの賛成を原則とする)を経て、2年間の任期をもって賛助部員となることができる。任期満了後の再任は妨げないが、本部総会による承認を必要とする。

(賛助部員の解任など)

第24条 以下に示す事由により、本部総会による決議の上、大学との連携を踏まえ、賛助部員を解任することができる。

- (1) 法令に抵触ないし違反する行為を犯したとき
- (2) 本部ないし(ならびに)本学・本学院の名誉を著しく毀損する行為を犯したとき
- (3) 指導者として求められる任務を怠ったとき
- (4) 本部の目的に反する言動が顕著であると判断されたとき
- (5) その他、これらに準ずる事態が発生したとき

## 第5章 会計 および物品の調達

(会計)

第25条 本部の会計においては、部費、大学からの活動補助金、および各種寄付金が主な収入となる。

(会計年度)

第26条 本部は、4月1日から3月31日の1年を会計年度として定める。

(部費および活動費)

第27条

- (1) 第12条に規定する通り、本部は部員に対して、本部総会によって決定された金額の部費徴収をおこなう。
- (2) 部費の納付期限および納付方法は本部総会によって決定する。
- (3) 会計・調達・環境改善チームは、部費の納付期限終了後に部費の支払い状況を部内に共有する。
- (4) 合宿などの実施により、臨時活動費を徴収することがあるが、これについても本部総会での承認を経て金額、納付期限ならびに納付方法を決定する。

(会計管理・会計報告)

第 28 条 会計・調達・環境改善チームは会計管理のデジタル化と厳格化を推進するとともに、会計情報を随時部内で共有し、会計管理の透明性を担保するものとする。

第 29 条 会計・調達チームは年に四半期ごとに会計報告を部内でおこなうものとする。部長は、その監査にあたる。

(納付金の未納・滞納)

第 30 条 正当な理由なく部費や臨時活動費を滞納したり、納入しなかったりした場合、当該部員は本部総会にて協議の上、第 10 条に規定する手続きにしたがって退部勧告や除名処分となることがある。

## 第 6 章 青山学院大学体育会剣道部 部規則の改正

第 31 条 この部規則の改正は、本部規則第 13 条をもって成立した総会において、定足数（全部員の 4 分の 3 以上）を満たした出席部員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

附則

第 32 条 本部規則は、2022 年 2 月 21 日に施行する。